

訪問介護における報酬改定について

訪問介護は、実際に行われた時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

今回の報酬改定において、身体介護については、20分未満の時間区分が創設され、生活援助については、サービス提供の時間区分の見直しが行われました。

これを受けて、市民の方より、サービスの低下が招かれるのではないかとのご意見がありました。

この時間区分の見直しのみをもって、サービス提供時間を変更することは不適切な取り扱いとなります。

また、仮に利用者の心身の状況などに変化がないにも関わらず、サービス提供時間を短縮することは、これまで不要なサービスが提供されていたとされ、過去に遡って介護報酬の返還が必要になる場合があると考えます。

各事業者におかれましては、これまでと同様に利用者の心身の状況、生活環境や家族の状況などを踏まえ、適切なアセスメントに基づき、必要なサービスが提供されるようご配慮ください。

